

令和 8 年度国立大学法人等施設整備の方向性

令和 7 年 5 月 日

国立大学法人等施設整備に関する検討会決定

1. 基本的な考え方

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設は、創造性豊かな人材養成、独創的・先端的な学術研究の推進等、国立大学法人等の使命を果たすための基盤であり、その施設の整備充実を図っていくことは、我が国の未来を拓き、我が国を成長・発展へと導くものである。

また、昨今の予測困難な社会情勢にあっては、国立大学法人等は本来の役割である教育研究機能の強化とともに、それによる地方創生等の地域・社会の課題解決を通じて地域・社会・世界への貢献や、新たな価値の提供がより一層求められている。そのためには、国立大学法人等が、知と人材の集積拠点として、様々なステークホルダーとの連携による創造活動を展開する「共創」の拠点となることが期待されている。

今後の国立大学法人等の施設整備に当たっては、令和 3～7 年度を計画期間とする「第 5 次国立大学法人等施設整備 5 か年計画」（令和 3 年 3 月 31 日文部科学大臣決定）に基づき、保有する建物の総面積の抑制を図りつつ既存施設を最大限活用することとし、必要な改修を適切な時期に実施することにより、安全性を確保しつつ 100 年程度の長寿命化のライフサイクルへの転換を目指す。また、DX の加速化やカーボンニュートラルへの対応等の GX の推進、多様性への配慮、グローバル化をはじめとする社会・国際情勢の変化や、国立大学法人等に求められる教育研究活動への対応に必要な機能を強化する。

さらに、令和 8 年度以降の次期 5 か年計画策定に向けた検討が進められており、令和 7 年 4 月に「第 6 次国立大学法人等施設整備 5 か年計画策定に向けた中間まとめ（今後の国立大学等法人等施設の設備充実に関する調査研究協力者会議決定）」（以下「中間まとめ」という。）がまとめられた。中間まとめに基づき、国立大学法人等が知と人材の集積拠点としての特性を最大限発揮し、社会的な課題解決等に貢献するため、地域と共に発展するキャンパス全体の共創拠点を更に推進（実装化）することが重要である。また、国立大学法人等が地域の防災拠点としての役割も果たすため、災害発生時のステークホルダーの安全確保や教育研究活動の継続のための耐災害性の強化（老朽改善）等を図ることも重要である。

加えて令和 6 年 6 月に決定された「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 6 年改定版）^{*}」を踏まえ、引き続き国立大学法人等の施設整備に係る PFI 事業及び公共施設等

^{*} PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 6 年改定版）（令和 6 年 6 月 3 日民間資金等活用事業推進会議決定）

運営事業を推進する。こうした取組を通じて、キャンパス全体の「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の実現を目指す。

令和8年度の国立大学法人等の施設整備については、以下のとおり推進する。

（１）安全・安心の確保

- 経年45年以上の未改修建物を中心に、耐震対策（非構造部材を含む）や防災機能強化に配慮しつつ、効率的な長寿命化ライフサイクルを実現するための耐災害性の強化（老朽改善）等を推進
- 法定耐用年数の2倍を超える基幹設備（ライフライン）を中心に計画的な更新を推進

（２）機能強化等への対応

- 耐災害性の強化（老朽改善）等に併せて実施する、キャンパスのイノベーション・コモンズ化に資する整備を推進
 - ・ 学修者を中心にとらえた人材育成、研究の活性化等、多様な学生・研究者や異なる研究分野の「共創」を促進し、教育研究の高度化・多様化・国際化に貢献する施設整備
 - ・ 大学や高専等の知を活用して地域や社会の課題を解決するための活動等、地域・産業界との「共創」により、地方創生や地域防災、新事業の創出等に貢献する施設整備

※例えば、DX・GX等の成長分野の人材育成・研究強化に伴う環境整備（ソフト・ハード一体となった取組への支援）や、世界から優れた学生や教員を呼び込むためのキャンパスの質及び魅力の向上（戦略的リノベーションを軸とした質及び魅力の向上）、産学官連携による更なる取組の推進、建物の整備と一体的に行う多様性に配慮した改修整備等の視点にも留意

※地方創生等の地域の課題解決への貢献については、中間まとめ等を踏まえ、地域と国立大学法人等との連携活動を活性化し、その成果を地域に還元することで課題解決につなげ、国立大学法人等と地域が共に発展していくという視点にも留意

- 附属病院施設については、事業の継続性を十分踏まえつつ整備を推進

（３）カーボンニュートラルに向けた取組

3. PPP/PFI アクションプラン推進の目標

（２）重点分野と目標

ii) 各重点分野における取組

⑦大学施設

令和8年度までに5件の具体化を目標とする。さらに、従来型のPPP/PFI事業も含め、令和13年度までに40件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。＜文部科学省＞

- ・ 収益を伴う施設の整備事業について、公共施設等運営事業等の推進のため、導入可能性調査の実施経費への支援や施設整備に対する一部補助などにより、国立大学法人等の取組を支援する。また、更なる取組事例等の周知等、積極的な取組を進める。（令和4年度開始、令和6年度強化）＜文部科学省＞
- ・ 施設整備補助の交付に際し令和4年度より原則としてPFIの実施を要件化した一定規模を超える新築・改築事業の円滑な実施や着実な事業開始に向けて、国立大学法人等に対する伴走支援を行う等、取組を着実に進める。（令和4年度開始、令和6年度強化）＜文部科学省＞

- 大学等施設を活用した省エネ等に資する研究成果の実証実験や、建物の新增改築、老朽化した施設の改修により ZEB（建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物）の達成を目指す取組等、カーボンニュートラルの実現に向け社会の先導モデルとなる徹底した省エネルギー対策を図った施設整備を推進

なお、「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和8～12年度）策定に向けた中間まとめ」（令和7年4月）及び中間まとめを踏まえて今後策定される予定の第6次国立大学法人等施設整備5か年計画に基づき施設整備を推進する。

また、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（中教審第255号）」（令和7年2月）（※）をはじめとする政府の高等教育政策や「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月）をはじめとする科学技術・イノベーション政策に関する動向に留意するとともに、「国土強靱化基本計画」（令和5年7月）、今後策定される予定の地方創生2.0の「基本構想」をはじめとした政府全体の政策動向にも留意する。

併せて、「PPP/PFI推進アクションプラン」等を踏まえ、一定規模を超える新築・改築事業については、PFIによる整備を原則とするほか、新たな官民連携による整備手法を推進する。

※「今後の18歳人口減少や、地域の高等教育へのアクセス確保、知の高度化、国際化をはじめとする多様性の確保、社会のニーズの必要性を踏まえた、学士課程、修士・博士課程の定員の適正化の在り方について検討を行う。」「より多層的かつ広範な教育研究を行うとともに経営基盤を強化する観点から、大学間の連携強化を図るとともに、各大学や分野ごとの状況を踏まえた再編・統合の在り方について、地域の高等教育へのアクセス確保に十分留意しつつ検討を行う。」とされている。中間まとめにおいても、保有面積の総量最適化について、施設のトリアージの実施により施設総量の抑制、最適化を図っていくことが重要であるとされている。

2. 概算要求事業の評価について

国立大学法人等施設整備に関する検討会は、各国立大学法人等から要望された概算要求事業について、以下の考え方にに基づき評価を行う。具体的な評価方法については、別添に示す。

- （1）要求事業ごとに行う整備内容及び施設マネジメントに関する評価（個別評価）並びに、多様な財源による整備状況及び適正な事業執行等に関する法人ごとの評価（全体評価）を行い、両評価の結果を踏まえた総合評価を行う。
- （2）病院事業については、先端医療・地域医療等に対応した教育・研究・診療機能と経営基盤の強化等に資するため、（1）を踏まえた上で、各大学附属病院の特徴や地域特性を考慮し、医療等の変化に対応できる病院施設の整備を推進する計画になっているか評価する。併せて、新たな感染症や災害等の不測の事態が発生した場合においても医療活動を継続するために必要な整備計画となっているか評価する。

(3) PFI 事業については、(1)に加えて、「国立大学法人等における PFI 事業の考え方」及び「PFI 事業評価基準」に基づき、PFI に係る事項について評価する。

3. 概算要求事業及び予算案事業の選定について

国立大学法人等施設整備に関する検討会は、概算要求段階においては「令和 8 年度国立大学法人等施設整備の概算要求事業の選定の考え方」、予算編成段階においては「令和 8 年度予算案における国立大学法人等施設整備事業の選定の考え方」をそれぞれ決定する。両決定及び上記 2. に従い検討会が実施する令和 8 年度概算要求事業の評価結果に基づき、予算の状況等を考慮の上、各段階において事業を選定する。

令和8年度概算要求事業 評価方法

カテゴリー：（１）安全・基盤事業、（２）機能強化事業、（３）共創環境強化事業
個別評価項目：１．安全安心な教育環境基盤の整備、２．機能強化等への対応、
３．カーボンニュートラルに向けた取組、４．施設マネジメント
全体評価項目：１．多様な財源による整備状況、２．適正な事業執行、
３．施設に係る法令等の遵守

I 個別評価	対象事業		
	（１）安全・基盤事業	（２）機能強化事業	（３）共創環境強化事業
	○建物の改修事業のうち、大幅なレイアウトの変更を伴わないなど、施設・設備の耐災害性の強化（老朽改善）を主たる目的とした事業 ○基幹・環境整備 など	○新增築、改築事業 ○建物の改修事業のうち、耐災害性の強化（老朽改善）と併せ、教育研究の高度化、地域・地方自治体・産業界等との共創など大学を主体とした「活動」に伴う建物の機能強化を図るもの ○病院の再生整備	○地域・産業界との共創拠点を整備する事業
	評価項目・配点		
	1. 安全安心な教育研究環境基盤の整備 4点 ×1.5	4点	4点 ×1.5
	2. 機能強化等への対応 —	4点	—
	3. カーボンニュートラルに向けた取組 —	(外点1点)	—
	4. 施設マネジメント(事業計画の適正性) 4点 ×1.5	4点	4点 ×1.5
	満点の合計 12点	12点	12点

II 全体評価	以下の項目に、１つでも×がある場合、個別評価の点数より1点減点	
	1. 多様な財源による整備状況	【○、×】
	2. 適正な事業執行	【○、×】
	3. 施設に係る法令等の遵守	【○、×】

総合評価	総合評価	I 個別評価 と II 全体評価 の合計点 [12点満点]
	S※	11点以上
	A	9点以上
	B	7点以上
	C	6点以上

※ 合計点がSとなる場合でも、Iの個別評価の評価項目（3は除く）の中にcが含まれるときは、総合評価はAとする。
※ 長寿命化促進事業については、上記枠組みとは別に、評価は別途実施。

「Ⅰ 個別評価」 の考え方

1. 安全安心な教育研究環境基盤の整備 [4点]

a評価 (4点) b評価 (2点) c評価 (0点)

〔評価の視点〕 耐震性能、経年状況、事故歴等による（新增築の評価は4と連動）

2. 機能強化等への対応 [4点]

a評価 (4点) b+評価 (3点) b評価 (2点) c評価 (0点)

- ①必要性・緊急性 [a, b, c (3段階評価)]
②持続発展性等 [a, b, c (3段階評価)]

全てa

aとb

全てb

左記以外
(cを有する)

〔評価の視点〕 → 後掲（3頁以降）

3. カーボンニュートラルに向けた取組 [（外数1点）]

a評価 (1点) — (0点)

カーボンニュートラルに先導的に取り組んでいると評価される法人について、『ZEB』、Nearly ZEBで求められている省エネ・創エネ基準の達成が見込まれる新增築、改築及び改修事業を実施しようとする場合に、評価の外数として1点を加点する。

〔評価の視点〕

- カーボンニュートラルの実現に向けた全学的方針
- カーボンニュートラルの実現に向けたロードマップ
- キャンパス内における施設のZEB化計画
- カーボンニュートラルの実現に向けた自己財源等の投入計画
- カーボンニュートラルの取組による地域社会への貢献状況・波及効果の検証

〔留意事項等〕

- カーボンニュートラルの実現に向けた定量的な目標については、政府目標（地球温暖化対策計画、政府実行計画等）を上回ること
- 施設のZEB化に当たり、PPAの活用など、コスト削減に積極的に取り組んでいること
- 積雪寒冷地における太陽光発電の最大効率化など、施設のZEB化に向けた先導的な手法の導入に積極的に取り組んでいること

○先導モデル法人（過年度に選定された法人を含む）について、本概算要求とは別途、カーボンニュートラルの実現に向けた先導的な取組の進捗状況をフォローアップする。

4. 施設マネジメント [4点]

a評価 (4点) b+評価 (3点) b評価 (2点) c評価 (1点)

事業計画の適正性

- ①事業規模等 [a, b, c (3段階評価)]
②事業費用 [a, b, c (3段階評価)]

全てa

aとb

全てb

左記以外
(cを有する)

③多様な財源の確度、事業目的等

〔共創環境強化事業のみ〕 ※ 条件を満たさない場合は評価対象外

〔評価の視点〕

【①事業規模等】

- 機能性・安全性の観点から、改修等の必要性が高い施設／基幹設備を対象としているか。
- 改築の場合、取壊し予定の建物が、改修では機能性・安全性の確保が困難な事情を有しているか。
- 増築等の場合、狭隘化の状況のみならず、大学経営的な判断、取組（財源見通し）が反映されているか。

【②事業費用】

- 事業規模当たりの費用が過大でないか。

【③多様な財源の確度、事業目的等】

- 多様な財源で必要な経費を確保できる見通しがあるか、建物の使用目的が国費を投入する事業として適切か。

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

◆「機能強化等への対応」（4点満点） 評価の仕組み

- 本項目では、①必要性・緊急性、②持続発展性等の観点で各3段階の【観点別評価】を行い、これを踏まえて【全体の評価】を行う。

【観点別評価】3段階 優良：a 可：b 不可：c

【全体の評価】4段階 観点別評価が いずれもa：a（4点） aとb：b+（3点） いずれもb：b（2点）
上記以外：c（0点）

- 本項目においては、①評価シート、②事業概要（A4のポンチ絵1枚）、③イノベーション・commonsの全体イメージ（A4のポンチ絵1枚）、④その根拠となる参考資料の資料4点を用いて評価を行う。

※ イノベーション・commons化に資する「外部パブリックスペース」については、各観点における「施設」や「建物」を「屋外環境」に読み替えること。

一般事業（附属病院以外の事業）

施設整備の必要性・緊急性

■記載すべき事項：

- 本事業で整備する建物における「活動」の実態及び活動主体
- 既存施設における機能面の課題
- 上記の課題を踏まえた、本事業による整備の必要性及び緊急性
 - ・既存施設における機能面の課題と、その課題により「活動」が実施できない理由を、具体的かつ明確に記載すること。
 - ・既存施設の躯体や非構造部材の老朽度合い、危険度合いは「1. 安全安心な教育環境基盤の整備」において評価し、「2. 機能強化等への対応に関する評価」においては評価しない。

■別途添付すべき資料：

- 事業概要（A4のポンチ絵1枚）

【建物整備の場合】

以下の内容を記載すること。

- ・本事業で整備する建物の団地における位置（ゾーニング等を踏まえた位置づけが示されたもの）
- ・本事業で整備する建物の平面概略図（改修・増改築の場合は、比較のため整備前・整備後の図をいずれも付すこと）
- ・整備規模（面積）、整備内容、建築的な工夫、スペースの効率化の工夫等の情報

【外部パブリックスペース整備の場合】

既存施設を含む他施設と有機的に連携した空間であることが分かるよう、以下の内容を記載すること。

- ・本事業で整備する外部パブリックスペースの団地における位置（ゾーニング等を踏まえた位置づけが示されたもの）
- ・本事業で整備する外部パブリックスペースの平面概略図
- ・整備規模、整備内容、空間形成の工夫、スペースの有効活用等の情報

■この項目における評価の観点：

- 本事業で整備する建物における「活動」の具体的内容を踏まえ、既存施設では「活動」が実施できないこと
- 本事業による整備が「活動」のために必要な整備であること
- 本事業による整備が必要不可欠かつ緊急性が高いものであること
- 本事業による整備が大学等が目指すキャンパス全体のイノベーション・commons化に施設面から資するものであること

大学のミッション・ビジョン等と本事業の関係

■記載すべき事項：

- 大学等のミッション（中期目標・中期計画、将来ビジョン等）や政府の政策等*の実現に対する、本事業で整備する建物における「活動」の必要性
- 文書の該当部分の引用等、上記必要性の具体的かつ明確な根拠

※「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和8～12年度）策定に向けた中間まとめ」（令和7年4月）及び中間まとめを踏まえて今後策定される予定の第6次国立大学法人等施設整備5か年計画。また、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（中教審第255号）」（令和7年2月）をはじめとする政府の高等教育政策や「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月）をはじめとする科学技術・イノベーション政策に関する動向に留意するとともに、「国土強靱化基本計画」（令和5年7月）、今後策定される予定の地方創生2.0の「基本構想」をはじめとした政府全体の政策動向にも留意する。

■別途添付すべき資料：

- イノベーション・commonsの全体イメージ（A4ポンチ絵1枚）

以下の内容を記載すること。

- ・団地全体における、共創活動が行われるエリア等を含む、ゾーニング等の設定
- ・本事業で整備する建物の位置（事業前後で位置の変更が生じる場合は、そのことが分かるよう図示すること）

- 上記の根拠となる、組織として目指す「イノベーション・commons」を決定した文書や、実現までのロードマップ、キャンパス・マスタープラン等の抜粋

- ・既存の文書等で内容が合致するものがあれば、新規に文書等を策定する必要はない。
- ・具体的な施設整備計画について記載のある資料を中心に添付すること。
- ・必要と認められる内容であれば枚数は問わないが、必要な部分を抜粋する等可能な限り枚数を削減し、関連箇所に印を付す等読みやすさに配慮すること。

■この項目における評価の観点：

- 本事業及び本事業で整備する施設における「活動」が、大学のミッション等の達成や社会的課題の解決に資するものであること
- 大学等が目指す「イノベーション・commons」の内容が、キャンパス・マスタープランやロードマップに記載されているなど、組織として計画的なものであること
- 大学等が目指す「イノベーション・commons」の内容が、大学等のミッションに照らして大きく乖離がないこと（個別の内容の適否については評価対象としない）

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

② 持続発展性等

持続発展性

■記載すべき事項：

- 「活動」を支える枠組み（個別名称があれば記載）と「活動」により期待できる中長期的な成果
- 教育研究活動の中長期的な継続・発展のために実施する取組
- 建物を中長期的に活用するための施設整備上の特徴・工夫（建物のフレキシブルな活用等）
- （イノベーション・コモンズを形成する「外部パブリックスペース」の場合）上記に加え、既存施設を含む他施設と有機的に連携した空間形成の特徴・工夫
 - ・本事業による整備と「活動」による成果の創出の関係を明示すること。
 - ・いずれの事項についても具体的に記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 本事業により「活動」の活性化や高度化、成果の創出が期待できること
- 本事業により整備する建物が中長期的に活用される見通しがあること

地域社会等との連携

■記載すべき事項：

- 社会との接点（地域、自治体、産業界、海外の研究機関等）を継続・発展させるための取組（地方創生や地域防災、産業界とのイノベーション創出等）
- （本事業及び本事業で整備する施設における「活動」が、地方創生等の地域の課題解決への貢献を想定している場合）
本事業及び本事業で整備する施設における「活動」と地域、自治体等の活動との関係（地域、自治体等の方針への記載や協定等の締結の有無を含む）
- 上記の取組を支える施設整備上の特徴・工夫
 - ・地域、自治体、産業界等との接点を記載するにあたっては協力相手先の個別名称を記載すること。
 - ・協定等がある場合にはその名称と内容を記載すること。
 - ・いずれの事項についても具体的に記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 本事業の実施により、社会（地域、自治体、産業界、海外の研究機関等）との共創活動の活性化や、社会に貢献できる人材の育成等、大学等と社会との連携強化が期待できること
- （本事業及び本事業で整備する施設における「活動」が、地方創生等の地域の課題解決への貢献を想定している場合）
本事業及び本事業で整備する施設における「活動」が、地域、自治体等の活動と密に連携するものであること（地域、自治体等の方針への記載や協定の締結の有無を含む）

他のプロジェクトとの関係

■記載すべき事項：

- 具体的なプロジェクト及び経費の名称、実施期間
 - ・本事業により整備する施設における「活動」に関わる、文部科学省、その他省庁、学内の経費（プロジェクト経費、研究費等）の採択実績や、応募している（応募を検討している）プロジェクトについて記載すること。
 - ・競争的資金の採択により研究費が確保されているプロジェクトに限らず、申請を予定しているものや、支援期間終了後も別の財源により活動の継続を計画しているものも記載すること。なお、前者についてはこれまでの実績を踏まえた採択の見通し、後者については支援期間中の中間評価や事後評価について記載すること。
 - ・共創活動を行う地域、自治体や産業界などのパートナー等からの寄付金や施設利用料等についても同様に記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 大学等における教育研究の活動である「ソフト」と、その活動の場となる施設等の「ハード」が一体として検討されていること。
- 本事業及び本事業で整備する施設における「活動」に対し、「イノベーション・コモンズ」となるようなプロジェクト経費を準備していること。

◆ 補足（留意事項等）

- 施設整備担当以外の者が読んでも内容を理解できるよう、専門的な用語や言い回しは極力避け、一般的に広く認知されている単語や名称を用いて、具体的に記載すること。
- 本票は2枚（両面1枚）以内で作成し、文字は10ptよりも小さくせず、行間は12ptよりも狭くしないこと。

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

◆「機能強化等への対応」（4点満点） 評価の仕組み

- 本項目では、①必要性・緊急性、②持続発展性等の観点で各3段階の【観点別評価】を行い、これを踏まえて【全体の評価】を行う。
【観点別評価】3段階 優良：a 可：b 不可：c
【全体の評価】4段階 観点別評価が いずれもa：a（4点） aとb：b+（3点） いずれもb：b（2点）
上記以外：c（0点）
- 本項目においては、①評価シート、②事業概要（A4のポンチ絵1枚）、③イノベーション・commonsの全体イメージ（A4のポンチ絵1枚）、④その根拠となる参考資料の資料4点を用いて評価を行う。
- ※ イノベーション・commons化に資する「外部パブリックスペース」については、各観点における「施設」や「建物」を「屋外環境」に読み替えること。

附属病院の事業

施設整備の必要性・緊急性

■記載すべき事項：

- 本事業で整備する建物における診療等の「活動」の実態
- 既存施設における機能面の課題
- 上記の課題を踏まえた、本事業による整備の必要性及び緊急性
・ 既存施設における機能面の課題と、その課題により「活動」が実施できない理由を、具体的かつ明確に記載すること。
・ 既存施設の躯体や非構造部材の老朽度合い、危険度合いは「1. 安全安心な教育環境基盤の整備」において評価し、「2. 機能強化等への対応に関する評価」においては評価しない。

■別途添付すべき資料：

- 事業概要（A4のポンチ絵1枚）
【建物整備の場合】
以下の内容を記載すること。
・ 本事業で整備する建物の団地における位置（ゾーニング等を踏まえた位置づけが示されたもの）
・ 本事業で整備する建物の平面概略図（改修・増改築の場合は、比較のため整備前・整備後の図をいずれも付すこと）
・ 整備規模（面積）、整備内容、建築的な工夫、スペースの効率化の工夫等の情報
【外部パブリックスペース整備の場合】
既存施設を含む他施設と有機的に連携した空間であることが分かるよう、以下の内容を記載すること。
・ 本事業で整備する外部パブリックスペースの団地における位置（ゾーニング等を踏まえた位置づけが示されたもの）
・ 本事業で整備する外部パブリックスペースの平面概略図
・ 整備規模、整備内容、空間形成の工夫、スペースの有効活用等の情報

■この項目における評価の観点：

- 本事業で整備する建物における「活動」の具体的内容を踏まえ、既存施設では「活動」が実施できないこと
- 本事業による整備が「活動」のために必要な整備であること
- 本事業による整備が必要不可欠かつ緊急性が高いものであること
- 本事業による整備が大学等が目指すキャンパス全体のイノベーション・commons化に施設面から資するものであること

大学のミッション・ビジョン等と本事業の関係

■記載すべき事項：

- 大学等のミッション（中期目標・中期計画、将来ビジョン等）や政府の政策等※の実現に対する、本事業で整備する建物における「活動」の必要性
- 文書の該当部分の引用等、上記必要性の具体的かつ明確な根拠

※「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和8～12年度）策定に向けた中間まとめ」（令和7年4月）及び中間まとめを踏まえて今後策定される予定の第6次国立大学法人等施設整備5か年計画。「今後の医学教育の在り方に関する検討会」、「特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会」における議論の内容。また、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（中教審第255号）」（令和7年2月）をはじめとする政府の高等教育政策や「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月）をはじめとする科学技術・イノベーション政策に関する動向に留意するとともに、「国土強靱化基本計画」（令和5年7月）、今後策定される予定の地方創生2.0の「基本構想」をはじめとした政府全体の政策動向にも留意する。

■別途添付すべき資料：

- イノベーション・commonsの全体イメージ（A4ポンチ絵1枚）
以下の内容を記載すること。
・ 団地全体における、共創活動が行われるエリア等を含む、ゾーニング等の設定
・ 本事業で整備する建物の位置（事業前後で位置の変更が生じる場合は、そのことが分かるよう図示すること）
- 上記の根拠となる、組織として目指す「イノベーション・commons」を決定した文書や、実現までのロードマップ、キャンパス・マスタープラン等の抜粋
・ 既存の文書等で内容が合致するものがあれば、新規に文書等を策定する必要はない。
・ 具体的な施設整備計画について記載のある資料を中心に添付すること。
・ 必要と認められる内容であれば枚数は問わないが、必要な部分を抜粋する等可能な限り枚数を削減し、関連箇所に印を付す等読みやすさに配慮すること。

■この項目における評価の観点：

- 本事業及び本事業で整備する施設における「活動」が、大学のミッション等の達成や社会的課題の解決に資するものであること
- 大学等が目指す「イノベーション・commons」の内容が、キャンパス・マスタープランやロードマップに記載されているなど、組織として計画的なものであること
- 大学等が目指す「イノベーション・commons」の内容が、大学等のミッションに照らして大きく乖離がないこと（個別の内容の適否については評価対象としない）

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

② 持続発展性等

持続発展性

■記載すべき事項：

- 「活動」を支える枠組み（個別名称があれば記載）と「活動」により期待できる中長期的な成果
- 教育研究診療活動の中長期的な継続・発展のために実施する取組
- 建物を中長期的に活用するための施設整備上の特徴・工夫（建物のフレキシブルな活用等）
- （イノベーション・コモンズを形成する「外部パブリックスペース」の場合）上記に加え、既存施設を含む他施設と有機的に連携した空間形成の特徴・工夫
 - ・本事業による整備と「活動」による成果の創出の関係を明示すること。
 - ・教育研究診療活動については、本事業に関係する事項の状況や期待できる成果等（例：病床数・個室率、入院患者数、外来患者数、手術件数、医師数、研修医数、治療件数の増加見込みなど）を合わせて記載すること。
 - ・いずれの事項についても具体的に記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 本事業により「活動」の活性化や高度化、成果の創出が期待できること
- 本事業により整備する建物が中長期的に活用される見通しがあること

地域社会等との連携

■記載すべき事項：

- 社会との接点（地域、自治体、産業界、海外の研究機関等）を継続・発展させるための取組（地方創生や地域防災、産業界とのイノベーション創出等）
- （本事業及び本事業で整備する施設における「活動」が、地方創生等の地域の課題解決への貢献を想定している場合）
本事業及び本事業で整備する施設における「活動」と地域、自治体等の活動との関係（地域、自治体等の方針への記載や協定等の締結の有無を含む）
- 今後の新たな感染症や災害等の不測の事態発生時において地域等から求められている当該附属病院の役割と本事業の関係
- 上記の取組を支える施設整備上の特徴・工夫
 - ・地域、自治体、産業界等との接点を記載するにあたっては協力相手先の個別名称を記載すること。
 - ・協定等がある場合にはその名称と内容を記載すること。
 - ・いずれの事項についても具体的に記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 本事業の実施により、社会（地域、自治体、産業界、海外の研究機関等）との共創活動の活性化や、社会に貢献できる人材の育成等、大学等と社会との連携強化が期待できること
- （本事業及び本事業で整備する施設における「活動」が、地方創生等の地域の課題解決への貢献を想定している場合）
本事業及び本事業で整備する施設における「活動」が、地域、自治体等の活動と密に連携するものであること（地域、自治体等の方針への記載や協定の締結の有無を含む）

他のプロジェクトとの関係

■記載すべき事項：

- 具体的なプロジェクト及び経費の名称、実施期間
 - ・本事業により整備する施設における「活動」に関わる、文部科学省、その他省庁、学内の経費（プロジェクト経費、研究費等）の採択実績や、応募している（応募を検討している）プロジェクトについて記載すること。
 - ・競争的資金の採択により研究費が確保されているプロジェクトに限らず、申請を予定しているものや、支援期間終了後も別の財源により活動の継続を計画しているものも記載すること。なお、前者についてはこれまでの実績を踏まえた採択の見通し、後者については支援期間中の中間評価や事後評価について記載すること。
 - ・共創活動を行う地域、自治体や産業界などのパートナー等からの寄付金や施設利用料等についても同様に記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 大学等における教育研究診療の活動である「ソフト」と、その活動の場となる施設等の「ハード」が一体として検討されていること。
- 本事業及び本事業で整備する施設における「活動」に対し、「イノベーション・コモンズ」となるようなプロジェクト経費を準備していること。

◆ 補足（留意事項等）

- 施設整備担当以外の者が読んでも内容を理解できるよう、専門的な用語や言い回しは極力避け、一般的に広く認知されている単語や名称を用いて、具体的に記載すること。
- 本票は2枚（両面1枚）以内で作成し、文字は10ptよりも小さくせず、行間は12ptよりも狭くしないこと。

1. 多様な財源による整備状況 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 過去5年間に多様な財源による施設整備の実績がない場合

2. 適正な事業執行 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 補助事業において多大な損失をもたらした場合※¹
- ・ 補助事業において会計検査院から不当事項と報告された場合※¹
- ・ 補助事業の遂行が困難となり中止又は廃止した場合※¹
- ・ 補助事業において顛末書を提出した場合
(過去3年間に2回提出又は直近1年間の顛末書※¹で当該事業が繰越※²の何れかに該当)

3. 施設に係る法令等の遵守 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 建築基準法第12条第1項に基づく定期報告の実施義務がある施設について、定期報告を過去3年間(令和4年度～令和6年度)※³に実施していない場合
- ・ 消防法第17条の3の3に基づき、消防用設備等について、点検結果の報告を過去3年間(令和4年度～令和6年度)※³に実施していない場合
- ・ 施設に係る入札又は契約において不適切な手続きを行い、適正化について指導等を受けた場合※¹
- ・ 上記以外の施設に係る法令等への違反により、学生等の安全に影響を及ぼす、または、及ぼし兼ねない事案が判明した場合※¹

※¹ 原則、昨年(令和6年度)の7月から今年(令和7年度)の6月末までに判明したもの。

※² 翌債繰越(補正等を除く)、明許繰越(国債最終年度内に完了したものを除く)、事故繰越となったもの。

※³ 原則、3年に1度の報告義務があるため。



上記の1～3に1つでも×がある場合、個別評価の点数より1点減点